

「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金（第2期）の募集期間延長について」

新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスが拡大するなか、三重県内の中小企業・小規模企業等が安定して事業を継続していくためには、一層の感染防止対策の強化を図る必要があります。

本補助金は、三重県内の中小企業・小規模企業等が、これまでの感染防止対策（業種別ガイドラインに基づく取組等）に加え、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援するものです。

当初8月6日より9月6日までの募集期間でしたが、予算枠に余裕があるため10月31日（日）まで募集期間が延長となりました。

令和3年8月31日現在の想定受付件数は残り1,592件とホームページにて公表されています。（過去1週間の1日あたりの平均申請件数：約60件）

先着順の補助金となりますので、ご興味がある方は早々にご検討・ご対応ください。

●補助金の対象となる事業者

三重県内に主たる事務所又は事業所を有する以下の事業者

- ・ 中小企業・小規模企業
- ・ 個人事業者（事業収入が主たる収入〔最も多い収入〕である方に限ります。不動産所得が主たる場合は不可。）
- ・ NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 等

※ 飲食業を主たる事業としている方は、みえ安心おもてなし認証制度「あんしん みえリア」の申請を行っている場合に限ります。

※ 宿泊事業者の方は「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」の活用をご検討ください。なお、同じ物品での重複支給はできません。

●補助率・補助上限額・対象となる経費

(1) 補助率・補助上限額等

- ・ 補助率 3分の2
- ・ 補助上限額 10万円
- ・ 申請回数 1事業者につき1回限り

(2) 対象経費

補助対象事業者が、その店舗、事務所及び事業用施設において、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として業種別ガイドライン等を踏まえたうえで実施する、さらなる感染防止対策に要する費用のうち、次の①及び②を満たすもの。

- ① 感染防止対策に資する物品等及び非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入費
- ② 令和3年6月10日以降、申請日までに支出及び物品の納入が完了した経費（消費税は含まない）

対象となる経費例：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000971637.pdf>

●申請手続

令和3年8月6日（金）から令和3年10月31日（日）消印有効 **※先着順**

※申請額が予算上限に達した場合は、受付期間中に申請受付を締め切る場合があります。

●申請書類の提出先・お問い合わせ先

三重県中小企業団体中央会 補助金事務局

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL：059-228-5195 （受付時間：平日 9：00～17：00 まで）

●参考資料

- ・三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm

- ・募集案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000975226.pdf>

- ・チラシ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000975227.pdf>